政府調達に関する自主的措置対象機関（令和８年１１月２日現在）

<table>
<tr><td rowspan="4">政府調達に係る自主的措置の対象となる機関（１５０機関）</td><td rowspan="3">ＷＴＯ政府調達協定の対象機関（１４５機関）</td><td>政府機関</td><td>衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、人事院、内閣府、宮内庁、<br>公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省　・・・（全３０機関）</td></tr>
<tr><td>特殊法人等</td><td>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本たばこ産業株式会社、ＮＴＴ株式会社、地方公共団体金融機構、沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、ＮＴＴ東日本株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、放送大学学園、日本中央競馬会、農林漁業団体職員共済組合、消防団員等公務災害補償等共済基金、地方競馬全国協会、日本私立学校振興･共済事業団、日本郵政公社を承継した機関、成田国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、国立大学法人、大学共同利用機関法人、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本アルコール産業株式会社、自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人、小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人、全国健康保険協会、日本年金機構、株式会社日本貿易保険、国立健康危機管理研究機構　・・・（全３８機関）</td></tr>
<tr><td>独立行政法人</td><td>国立公文書館、酒類総合研究所、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立科学博物館、物質･材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所（注１）、量子科学技術研究開発機構、国立美術館、教職員支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、家畜改良センター、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、海上・港湾・航空技術研究所、航空大学校、国立環境研究所、駐留軍等労働者労務管理機構、自動車技術総合機構、統計センター、造幣局、国立印刷局、水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、科学技術振興機構、国際協力機構、福祉医療機構、農畜産業振興機構、北方領土問題対策協会、国民生活センター、理化学研究所、国際交流基金、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、農業者年金基金、日本貿易振興機構、新エネルギー･産業技術総合開発機構、国際観光振興機構、労働政策研究･研修機構、勤労者退職金共済機構、エネルギー･金属鉱物資源機構、環境再生保全機構、日本学生支援機構、情報通信研究機構、国立高等専門学校機構、大学改革支援・学位授与機構、国立病院機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、国立青少年教育振興機構、海技教育機構、年金積立金管理運用独立行政法人、労働者健康安全機構、農業・食品産業技術総合研究機構、住宅金融支援機構、国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、高齢・障害・求職者雇用支援機構、男女共同参画機構　・・・（全７７機関）</td></tr>
<tr><td colspan="3">「コンピュータ措置」（注２）のみの対象である機関</td></tr>
<tr><td colspan="3">宇宙航空研究開発機構、新関西国際空港株式会社、日本財団、日本放送協会、<br>日本勤労者住宅協会　・・・（全５機関）</td></tr>
</table>

（注１）航空宇宙技術研究所については、改正協定附属書Ｉ付表３に関する注釈に基づき、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異義を撤回する時まで、改正協定附属書Ｉ付表３その他の機関Ｂ群に含まれるものとみなされる。

（注２）「コンピュータ措置」＝「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置」。